

GRS

GRS ぎふ

第40号

一般社団法人
岐阜県道路交通安全施設業協会TEL(058)273-8566
FAX(058)275-3620
E-mail:grs@nifty.ne.jp

「岐阜公園」

常識を覆す 自転車走行環境の整備

国土交通省中部地方整備局
岐阜国道事務所

石井 克尚

突然ですが問題です。道路を横断するとき、青信号を渡るのと、赤信号を渡るのとどちらが安全だと思いますか？正解は簡単。青信号です。ここで、前提条件を少し変えます。「青信号を左右も見ずに漫然と渡る」と、「赤信号を左右の安全を十分確認して渡る」と、どちらが安全だと思いますか？少し答えに困ると思いますが、青信号でも、注意し

なければ、左折車に巻き込まれたり、信号無視をした暴走車に引かれる危険性もありますので、この設問の前提条件下なら「赤信号」と答える人もいるかもしれません。

それではもう一問。自転車は歩道を走ると、車道の左端を走るとどちらが安全ですか？日本人の多くが「歩道の方が安全」と回答するのではないのでしょうか？本紙を購読される業界のプロの方ならご存じのとおり、道路交通法では「自転車は車道の左端走行」が基本原則（＝青信号）ですが、「歩道を走場合は徐行」という特別ルール（＝赤信号を気をつけて渡る）が設定されてきました。にもかかわらず、前述の回答は、この特別ルール（つまり『赤信号を気をつけて渡る』）の方が安全と感じ、基本原則（＝青信号を渡る）ことが危険と感じていることを示しています。そして、その結果、この特別ルールが「常識」となり『青信号』と勘違いされたことにより、痛ましい事故が多発しているのです。

歩道を走る自転車が徐行を怠って、スピードを出したらどうなるか。まず、一つに歩行者との接触という問題があります。歩行者の挙動は予測しづらく、突然振り返ったり、沿道店舗から飛び出してくれば、スピードを出している自転車では避けることができません。歩道の色の塗り分けにより、自転車が「自分のスペースができた!」と気分良くスピードを出してしまうと、歩行者がそのスペースを守らずに接触した場合、最悪の事故に及ぶこともあります。さらに、危ないのは交差道路から出てくる車との接触です。車の運転手が気をつけるのは歩行者と自動車で、歩道を猛スピードで突き進んでくる自転車は注意する対象になっておらず、出会い頭で大事故につながる可能性が高くなります。これらのことは誰が考えても分かることであり、道路交通法でも「歩道上は自転車は徐行（徐行＝いつでも停止可能＝時速6km程度）」と定められています。しかし、時速6kmと言えば早歩き程度で、自転車のメリットであるスピードが全く活かさないことから「徐行」という特別ルールは「常識」の名の下に、全く守られずにいるのが現状です。

そして、近年の道路交通法の改正により、本来の基本原則である「車道の左端走行」を徹底することにし、道路管理者もそのための整備を進める方向に大きく舵を切りました。この方向転換は「赤信号を青信号に変える」ようなもので、「常識を覆す」「DNAを書き換える」行為であり、これから、数々の苦難が想定されます。自転車走行レーンの整備など、各地で先進的な取組がスタートしていますので、最先端の情報を収集して、安全な自転車走行環境の整備に資する道路整備を皆様と共に進めていきたいと思っています。